

議案第41号

読谷村総合情報センター設置条例

(設置)

第1条 本村の中心部である村民センター地区の新たなにぎわい交流拠点、知の拠点及び文化・情報発信の拠点である複合施設として、読谷村総合情報センター（以下「総合情報センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	読谷村総合情報センター（愛称 ゆんラボ未来館）
位置	読谷村字座喜味2901番地1

(機能)

第3条 総合情報センターの機能は、次に掲げるものとする。

- (1) 読谷村立図書館
- (2) 読谷村史編集室
- (3) 読谷村青少年センター
- (4) 行政文書保管庫
- (5) 特別保存文書書庫
- (6) その他、村が必要と認めるもの

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年6月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實